○外務省告示第二号

平成二十一年十二月十四日に東京で、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウルグアイ東方共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田克也外務大臣

ウルグアイ側　ペドロ・バス・ラメラ外務大臣

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第三号

平成二十一年十二月十二日にサヌアで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がイエメン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億二千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　敏蔭正一在イエメン大使

イエメン側　アブドルカリーム・イスマイール・アル＝アルハビー経済担当副首相兼計画・国際協力大臣

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第四号

平成二十一年十二月十四日にベルモパンで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベリーズ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月十四日まで

4　署名者

日　本　側　山口祐志在ベリーズ大使

ベリーズ側　ジョセフ・ワイト財務次官

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第五号

平成二十一年十二月十六日にマジュロで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　大平和之在マーシャル臨時代理大使

マーシャル側　アメンタ・マシュー外務大臣代行

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第六号

平成二十一年十二月十日にパリで、第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁（りょう）建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次西ヌサトゥンガラ州橋梁（りょう）建設計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　塩尻孝二郎在インドネシア大使

インドネシア側　マルティ・ナタレガワ外務大臣

平成二十二年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○財務省告示第一号

国債の金利スワップ取引の基本的な契約の相手方の商号に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月四日

財務大臣　藤井　裕久

「、大和証券エスエムビーシー株式会社」を「、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社」に改める。

○財務省告示第二号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年十二月財務省告示第三百七十号）は、同日から廃止する。

平成二十二年一月四日

財務大臣　藤井　裕久

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨九四円

二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一五二円

三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一三四円

四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨七八円

五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八五円

六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六五円

七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨八八円

八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円

九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二七六円

十　大韓民国通貨　一〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七六円

十一　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一四円

十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一二円

十三　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一八円

十四　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一五円

十五　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨五〇円

十六　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨二七円

十七　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨三〇三円

十八　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二六円

十九　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨五一五円

二十　ニュージーランド通貨　一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨六三円

○財務省告示第三号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十年十二月財務省告示第三百七十一号）は、同日から廃止する。

平成二十二年一月四日

財務大臣　藤井　裕久

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨九四円

二　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一三四円

三　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一三円

四　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨五〇円

五　ウルグアイ通貨　一〇〇ウルグアイ・ペソにつき本邦通貨四一四円

六　インド通貨　一〇〇インド・ルピーにつき本邦通貨一九六円

七　パキスタン通貨　一〇〇パキスタン・ルピーにつき本邦通貨一一四円

八　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二七六円

九　ミャンマー通貨　一チャットにつき本邦通貨一五円

十　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八五円

十一　メキシコ通貨　一〇〇メキシコ・ペソにつき本邦通貨七〇九円